

鳥取県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
イズモト歯科医院	鳥取市職人町25	平成22年10月31日
医療法人清生会谷口病院附属診療所東伯サテライト	東伯郡琴浦町大字八橋511	平成23年9月4日